

## 社会福祉法人皆野町社会福祉協議会 生活福祉資金貸付調査委員会規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人皆野町社会福祉協議会（以下「法人」という。）が生活福祉資金運営要領（昭和36年4月6日付社発第200号厚生省社会局長通知）第1の3の規定に基づき生活福祉資金貸付調査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、生活福祉資金の円滑適正な運用をはかることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、この法人の会長（以下「会長」という。）の諮問に応じて、生活福祉資金の貸付に関し、次の各号に掲げる事項を調査、審議し、これらの事項に関し、会長に意見を具申するものとする。

- (1) 借入申込者及び借入申込調査書の内容に関する事
- (2) 貸付の適否及び貸付条件に関する事
- (3) 償還金の支払猶予、延滞利子の免除及び償還金の支払免除に関する事
- (4) 一時償還及び貸付の停止に関する事
- (5) その他、会長が付議することを必要と認めた事

### (委 員)

第3条 委員会は、委員7名をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから選任し、理事会の同意を得て会長が委嘱するものとする。

- |               |    |
|---------------|----|
| (1) 理事        | 1名 |
| (2) 評議員       | 1名 |
| (3) 民生委員      | 2名 |
| (4) 学識経験者     | 1名 |
| (5) 関係行政機関の職員 | 1名 |
| (6) この法人の職員   | 1名 |

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

( 役 員 )

第 5 条 委員会に次の役員を置く。

( 1 ) 委員長 1 名

( 2 ) 副委員長 1 名

2 役員は、委員が互選する。

( 役員 の 任 務 )

第 6 条 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

( 委 員 会 )

第 7 条 委員会は、必要の都度委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員総数の 3 分の 2 以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができないものとする。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。

( 意 見 の 聴 取 )

第 8 条 委員会は、必要に応じ貸付対象者を担当する民生委員等、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

( 庶 務 )

第 9 条 委員会の庶務は、この法人の事務局においてこれを処理する。

( 記 録 )

第 10 条 委員会は、毎回会議録を作成し、保存するものとする。

( 委 任 )

第 11 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 2 年 4 月 2 日から施行する。

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。